

# 優遇税制対象機種のご案内（2017/4月）

「●」…税制対象

「-」…税制非対象

当社製品の対象機種は下記の通りです。

証明書をご希望の方は、[最寄の弊社支店・営業所まで](#)お問合せください。

	中小企業等経営強化法 中小企業経営強化税制	備考	
▼クローラクレーン	SCX550-C3	●	2017年12月取得分まで税制対象
	SCX700-3C5	●	
	SCX900-3C4	●	
	SCX900-3C5	●	
	SCX1200-3C4	●	
	SCX1200-3C5	●	
	SCX2000-3C5	●	
	SCX3500-3C5	●	
▼ハイラインプル仕様	600SLX-C3	●	
	800HLX-C5	●	
	1000HLX-C4	●	
	1000HLX-C5	●	
	1500HLX-C4	●	
	1500HLX-C5	●	
▼ヘビーデューティ仕様	SCX900HD-2C3	●	2018年12月取得分まで税制対象
	SCX1200HD-2C3	●	
▼テレスコピッククローラクレーン	650TLX-C4	●	
▼基礎機械	SDX207-C2	-	
	SDX407-2C3	-	
	SDX612-C4	●	
	SGX120S-2C3	●	

注 1：各モデル名に続く“C”以下のコードは、下記、オフロード法（特定特殊自動車排出ガス規制等に関する法律）基準年適合エンジン搭載機であることを示します。

C3：2006年基準適合エンジン搭載機

C4：2011年基準適合エンジン搭載機

C5：2014年基準適合エンジン搭載機

注 2：当リストは、2017年4月1日現在のものです。

注 3：証明書発行までに約1ヶ月要しますので、余裕をもってお申込みください。

注 4：機械取得後に経営力向上計画を提出する場合、60日以内に主務大臣に計画を提出する必要があります。